

第95回 定時株主総会
招集ご通知

開催日時

2025年6月27日（金曜日）午前10時

開催場所

東京都千代田区平河町二丁目4番1号
都市センターホテル6階 606会議室

議 案

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
第3号議案 株式移転計画承認の件

書面又はインターネット等による議決権行使期限

2025年6月26日(木曜日) 午後5時30分まで

○目次

第95回定時株主総会招集ご通知 1

事業報告

企業集団の現況..... 5

会社の現況..... 15

連結計算書類

連結貸借対照表..... 24

連結損益計算書..... 25

連結株主資本等変動計算書..... 26

計算書類

貸借対照表..... 27

損益計算書..... 28

株主資本等変動計算書..... 29

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告..... 30

計算書類に係る会計監査報告..... 32

監査等委員会の監査報告..... 34

株主総会参考書類..... 35

株主総会会場ご案内図

株 主 各 位

証券コード 5009
(発送日) 2025年6月6日
(電子提供措置の開始日) 2025年6月2日
東京都千代田区神田駿河台四丁目3番地
富士興産株式会社
代 表 取 締 役 社 長 川 崎 靖 弘

第95回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第95回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.fkoil.co.jp/ir/stock-info/meeting/>



【株主総会資料掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/5009/teiji/>



【東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「富士興産」又は「コード」に当社証券コード「5009」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。

当日ご出席いただけない場合は、書面又はインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月26日（木曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2025年 6 月 27 日（金曜日） 午前10時 （受付開始：午前 9 時）
2 場 所	東京都千代田区平河町二丁目 4 番 1 号 都市センターホテル 6 階 606会議室 （末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3 目的事項	報告事項 1. 第95期（2024年 4 月 1 日から2025年 3 月31日まで） 事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第95期（2024年 4 月 1 日から2025年 3 月31日まで） 計算書類の内容報告の件 決議事項 第 1 号議案 剰余金処分の件 第 2 号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 5 名選任の件 第 3 号議案 株式移転計画承認の件
4 議決権の行使等についてのご案内	3 ページに記載の【議決権の行使等についてのご案内】をご参照ください。

以 上

- 本株主総会の招集に際しては、従前書面でお送りしていた株主総会資料（事業報告・連結計算書類・計算書類・監査報告・株主総会参考書類）は、会社法改正による電子提供制度の施行に伴い、ウェブサイトに掲載して提供することとなりました。お手数ですが、1 ページに記載のウェブサイトアクセスをご確認くださいようお願い申し上げます。なお、お手元でも資料の要点をご参照いただけるよう、株主総会参考書類及び事業報告等の一部を抜粋した資料（サマリー版）をお送りしましたので、ご参照ください。また、書面交付請求された株主様には、会社法及び当社定款の定めにしたがって電子提供措置事項を記載した書面をお送りしておりますので、サマリー版の提供はございません。
- 書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたします。なお、当該書面は、法令及び当社定款の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 - ・事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」
 - ・連結計算書類の「連結注記表」
 - ・計算書類の「個別注記表」したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記各ウェブサイトにもその旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出いただきますよう、お願い申し上げます。

議決権行使等についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大変な権利です。

後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



インターネット等で議決権 を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

**2025年6月26日（木曜日）
午後5時30分入力完了分まで**



書面（郵送）で議決権を 行使される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

**2025年6月26日（木曜日）
午後5時30分到着分まで**



株主総会に ご出席される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

**2025年6月27日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）**

電子ギフトの贈呈について



事前にインターネットにより議決権行使のうえご応募いただいた株主の皆様の中から、議案の賛否に関わらず、抽選で200名様に電子ギフト（500円相当）を贈呈いたします。

議決権行使後に表示される画面のご案内に同意いただくと、ギフト応募サイトへ遷移します。必要事項を記入しご応募ください。

当選された方には総会后2週間程で当選通知が届きますので、ギフト受取サイトにてお好きなギフトをお受け取り下さい。

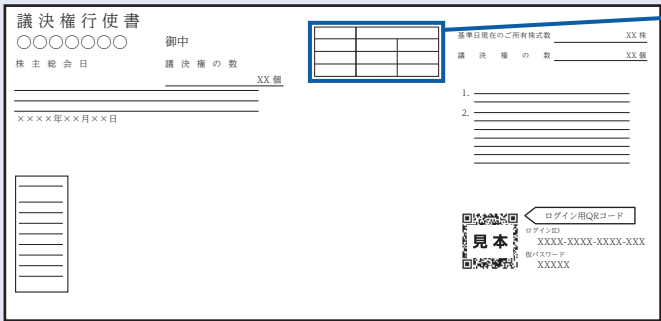
【本サービスに関するお問い合わせ先】
株式会社ギフトパッド 0120-507-905（通話無料）

受付時間：（土日祝日除く）平日10：00～17：00

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
（通話料無料／受付時間 9：00～21：00）

議決権行使書のご記入方法



※議決権行使書はイメージです。

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

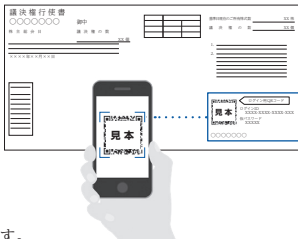
- ※ 書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ※ 書面（議決権行使書）において、各議案に賛否の記入がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



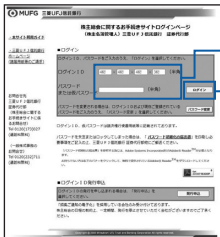
※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使
サイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

1 議決権行使サイトにアクセスしてください。

2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経緯又は成果

(当社グループを取り巻く環境)

当期における我が国経済につきましては、雇用・所得環境の改善を背景に、堅調な公共投資と企業業績の改善により、景気は緩やかな回復が見られました。一方、長期化した地政学リスクの影響によりエネルギー価格の高止まりや、円安による物価上昇が進展しました。

エネルギー業界におきましては、世界的に脱炭素社会への転換が求められており、地球温暖化対策への取り組みが一層加速され、再生可能エネルギーの推進や環境負荷低減に資する省エネルギー商品の重要性が増すことが予想されます。

また、2025年2月に政府は「第7次エネルギー基本計画」を公表し、化石燃料が我が国のエネルギー供給の大宗を担っていることを確認する一方で、安定供給を確保しつつ脱炭素化に向け現実的なトランジションを進めていくことが示されました。

(当期における事業の経緯と成果)

このような環境に対応するため、当社グループは、環境対応型エネルギーのコアビジネス化の「加速」、積極的な投資によるリサイクル事業の「拡大」、着実な事業戦略の「推進」を柱として、長期ビジョンの達成に向けて、次の取り組みを行ってまいりました。

① 環境対応型エネルギーのコアビジネス化の「加速」

石油事業において軽油と比較してCO₂排出量が低減可能な「バイオディーゼル燃料」(以下「BDF」という)の販売を開始いたしました。BDFは再利用可能な資源である廃食用油を再生(処理)し軽油代替燃料として利用できる環境負荷低減に資する商品であります。特に陸上輸送、建設現場、空港構内作業現場等への供給を中心に事業の拡大を図ってまいりました。

また、BDFは既存設備・機材での運用が可能であり、産業競争力を損なうことなくCO₂排出量を低減できる現実的なエネルギーであることから、今後、益々需要の増加が予想されます。このようなBDFの需要増加に対応するため、2024年11月に岸和田製造所を増強し、製造・出荷能力を向上させるとともに、2024年12月に千葉県野田市に新たな製造拠点を開設いたしました。また、2025年度に兵庫県姫路市にも製造拠点を開設予定であります。これら自社製造拠点に加え、提携先とも連携し、全国での供給体制の構築を図ってまいりました。

当社グループは、エネルギーを取り扱う企業として、エネルギーラインナップの拡充と安定供給を図るとともに、低炭素化社会の実現に向けた取り組みに積極的に貢献することにより、企業価値向上を目指しております。

② 積極的な投資によるリサイクル事業の「拡大」

リサイクル事業は、従来型のリサイクルの枠を超え、資源を再利用するサーキュラーエコノミーの進展において重要な役割を担う事業として注目されています。特に当社グループの取り扱う、CO₂排出量を実質ゼロカウントとみなすことが可能な「再生重油」は、資源の効率利用と環境負荷低減を両立するエネルギーであります。

当社グループは、再生重油の品質向上や効率的な処理プロセスの研究と、将来に向けた新たなリサイクル商材の検討、北海道エリア以外での事業拡大の検討を進めてまいりました。リサイクル事業への積極的な投資により事業を「拡大」することで、持続的な成長を目指しております。

③ 着実な事業戦略の「推進」

リサイクル事業、環境関連事業、ホームエネルギー事業、レンタル事業の各事業において計画を上回る実績を上げることが出来ました。

また、遊休資産であった和歌山県海南市に所有しておりました土地・建物並びに投資効率の低い坂東発電所を売却し、資本効率の向上を図ってまいりました。

さらに、近年、カーボンニュートラルやサーキュラーエコノミーの実現に向けた社会的要請が高まるとともに、当社グループを取り巻く事業環境は急速に変化しており、このような環境変化に迅速に対応するために持株会社体制への移行について検討を進めてまいりました。持株会社体制への移行は、株主の皆様をはじめとするステークホルダーからの期待に応えていくために、特にエネルギー事業及びリサイクル事業領域において、当社グループが提供可能なサービスを拡大するためのM&Aの推進や新規事業創出を含む戦略投資の拡大を積極的に行うことを目的としております。

このような3つの柱となる取り組みにより、当社グループは長期ビジョンである「環境のグリーン化対応とエネルギーの安定供給を通じて社会に貢献するグループであり続ける」の達成を通じて、当社グループ全体の価値向上と持続的な成長の実現に努めてまいりました。

この結果、当期の業績につきましては、売上高は、前期比64億円（10.4％）増加の683億円となりました。損益面では、売上総利益は、前期比168百万円（3.5％）増加の5,011百万円となりました。営業利益は、配送費用や人件費の増加等により前期比113百万円（12.4％）減少の800百万円となり、経常利益は、前期比123百万円（13.0％）減少の822百万円となりましたが、親会社株主に帰属する当期純利益は、特別利益に遊休資産と発電所の売却益を計上したこと等により、前期比109百万円（18.1％）増加の717百万円となりました。

	第94期 (2024年3月期)	第95期 (2025年3月期)	前期比	
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	増減率
売上高	61,912	68,344	6,431	10.4%増
営業利益	913	800	△113	12.4%減
経常利益	946	822	△123	13.0%減
親会社株主に帰属する当期純利益	607	717	109	18.1%増

(株主還元方針)

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題であるとの認識のもと、中長期的な視野に立った投資により企業価値を増大させ、積極的な利益還元を行うことを基本方針としています。

当事業年度の期末配当につきましては、業績が当初計画（2024年5月15日公表）を上回ったこと、並びに中期経営計画期間（2025年3月期から2027年3月期）における総還元性向を3年平均で80%以上としていることから1株当たり2円を上乗せし、58円（中間配当30円と合わせ年間配当88円）を実施いたしたいと存じます。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

事業（セグメント）別の営業概況は、次のとおりであります。

石 油 事 業

営業損益
△93百万円
(前期比 ー)

石油業界におきましては、ロシア・ウクライナ情勢や中東地域をめぐる地政学リスクが継続している中、ドバイ原油価格は期初90ドル／バーレル台から緩やかに下落し、期末では70ドル／バーレル台となりました。国内の石油製品需要は、すべての油種で前年を下回りました。

このような厳しい環境に対応するため、当社グループは国内需要が前年を下回る中、積極的な営業活動と採算販売の徹底に努めてまいりましたが、マーケットが低調に推移したことに加え、配送運賃等の物流経費やBDF事業拡大に係る経費の増加もあり、計画したマージンレベルの確保には至りませんでした。

しかしながら、次世代エネルギーであるBDF事業につきましては、環境対応の必要性の高い顧客から理解を得られつつあり、その機運は徐々に高まっております。また、Jークレジットを利用した「カーボンオフセット燃料」の販売を2024年12月から開始する等、顧客のニーズに応えるべく環境対応型エネルギーの商品・サービスのラインナップを拡充し、付加価値を訴求する提案型営業の推進により、利益の最大化に努めてまいりました。

この結果、当期の業績につきましては、売上高は前期比62億円（11.3%）増加の611億円となりました。営業利益につきましては前期比66百万円減少の93百万円の損失となりました。

営業利益 (単位：百万円)



リ サ イ ク ル 事 業

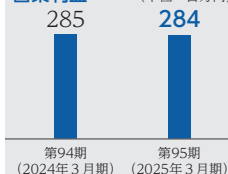
営業利益
284百万円
(前期比 0.5%減)

北海道道央地域に営業基盤を有するリサイクル事業におきましては、北海道経済が次世代半導体の製造拠点建設や札幌圏の再開発等、民間設備投資や公共工事に下支えされたことにより、底堅く推移いたしました。また、世界的なカーボンニュートラルへの動きが加速する中、資源のリサイクルに対する社会の要請は一段と高まっており、産業廃棄物業界は静脈産業として、循環型社会の進展に貢献すべき役割の重要性が増しております。

このような環境の下で、当社グループは、廃油・廃プラスチック・OA機器等の産業廃棄物収集運搬・中間処理を経て各産業に再生資源を提供するだけでなく、全道における同業者や当社グループ各社と連携を深めることで、より多くのお客様や地域社会のニーズに貢献する事業活動を推進してまいりました。また、お客様に廃棄物のワンストップサービスの提案や丁寧なりサイクル作業に努めることにより顧客満足度の向上に努め、廃棄物の回収量拡大を図ることでサーキュラーエコノミーの進展に寄与してまいりました。

この結果、当期の業績につきましては、売上高は、前期比30百万円（2.0%）増加の1,536百万円となり、のれん並びに無形固定資産の償却額72百万円を差し引いた営業利益は284百万円と過去最高益となった前期並みを達成いたしました。

営業利益 (単位：百万円)



環境関連事業

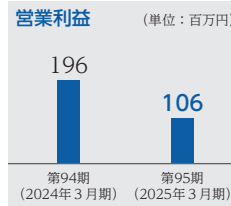
営業利益
106百万円
(前期比 46.1%減)

当社グループが取り組んでいる環境関連事業のうち、グリーン商品であるアドブルー（※）の販売につきましては、アドブルーを使用するＳＣＲ搭載商用車が増加する機会を捉え、カーショップやホームセンター等一般顧客向けの販売を拡大いたしました。

また、メガソーラー発電事業につきましては、2025年3月に投資効率の低い坂東発電所を売却いたしました。

この結果、当期の業績につきましては、売上高は、前期比48百万円（4.7％）減少の1,001百万円となりました。また、営業利益は、組織再編による管理コスト負担の増加もあり、前期比90百万円（46.1％）減少の106百万円となりましたが、計画を上回り順調に推移いたしました。

※アドブルー（AdBlue）：ディーゼル車の排ガス中の窒素酸化物（NOx）を無害化する「ＳＣＲシステム」に使われる高品位尿素水。



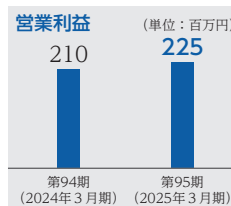
ホームエネルギー事業

営業利益
225百万円
(前期比 6.8%増)

北海道道央地域に営業基盤を有するホームエネルギー事業（ＬＰＧ・灯油など家庭用燃料小売事業）におきましては、エネルギー価格の高騰等による節約志向の継続により、一世帯当たりの家庭用燃料の消費量が減少いたしました。加えて物価高騰により、事業に不可欠な安全設備や配送代・工事代等の販売コストも上昇を続けております。また、ＬＰＧがお客様から信頼されるエネルギーとなることを目的として、2024年4月2日に「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」（以下「液石法」という）が改正されました。

このような環境の下で、改正された液石法について、お客様並びに取引先が十分に理解・認識を得て取引いただけるよう、より一層の信頼関係の構築とコンプライアンスの徹底に努めてまいりました。また、地域のライフラインを担う企業として、お客様に「安全・安心・安定」を提供するため、配送体制の強化や各種点検並びにアフターサービスの充実等のサービス体制維持に努めてまいりました。

この結果、当期の業績につきましては、売上高は前期比81百万円（3.5％）増加の2,417百万円となりました。営業利益は、販売数量の増加などにより前期比14百万円（6.8％）増加の225百万円と過去最高益となりました。



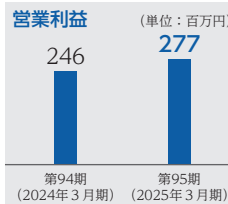
レンタル事業

営業利益
277百万円
(前期比 12.4%増)

北海道道央地域に営業基盤を有する建設機材レンタル事業におきまして、事業と関係性の深い公共工事の発注金額が、北海道全体では前期比8.2%増、営業基盤のある石狩地区においては、北海道新幹線の延伸トンネル工事等により前期比10.9%増となりました。

このような環境の下で、当社グループは、引き続き顧客のニーズに応える丁寧な営業活動を展開し、新規顧客の獲得並びに既存顧客の深耕に取り組むことで、増加した需要の取り込みに注力してまいりました。また、様々な業種の顧客の利便性向上に資するべく、保有機材のラインナップの拡充や7か所の営業拠点を活用した貸出・返却体制の整備に努めてまいりました。

この結果、当期の業績につきましては、売上高は、前期比153百万円（7.2%）増加の2,285百万円となり、好調であった前年をさらに上回りました。営業利益は、前期比30百万円（12.4%）増加して過去最高益となる277百万円となりました。



② 設備投資の状況

当社グループにおける当連結会計年度の設備投資の総額は1,048百万円であり、セグメントごとの主な内訳は次のとおりであります。

〈石油事業〉

当連結会計年度における設備投資額は416百万円であり、主にバイオ燃料設備工事によるものであります。

〈リサイクル事業〉

当連結会計年度における設備投資額は66百万円であり、主に車両の購入によるものであります。

〈環境関連事業〉

当連結会計年度における設備投資額は4百万円であります。当連結会計年度において、坂東発電所の売却（固定資産簿価154百万円）を行っております。

〈ホームエネルギー事業〉

当連結会計年度における設備投資額は88百万円であり、主にLPG設備の取得によるものであります。

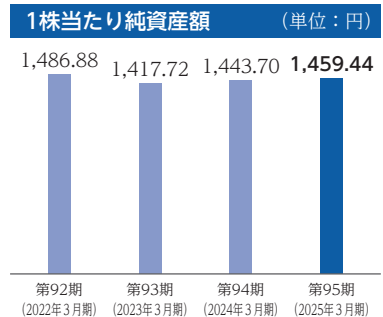
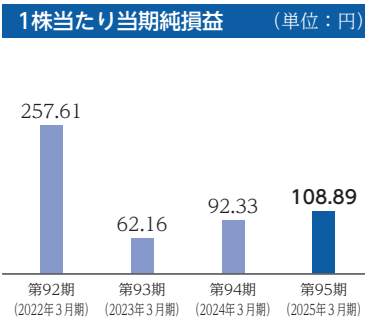
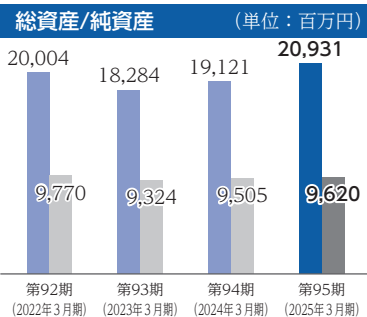
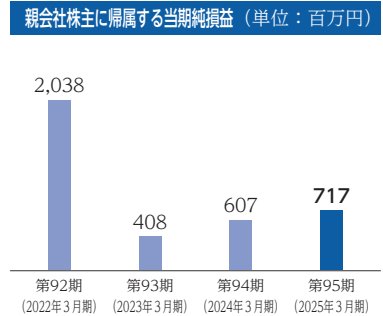
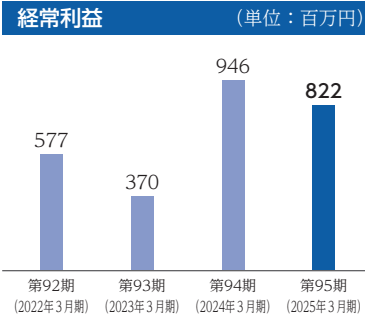
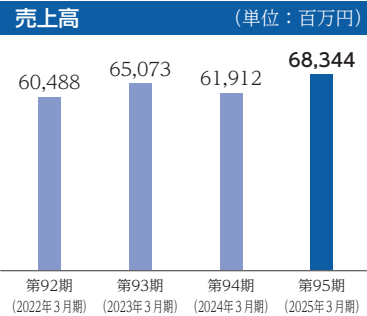
〈レンタル事業〉

当連結会計年度における設備投資額は472百万円であり、主にレンタル機械の更新購入によるものであります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として20億円の調達を行いました。また当社は、効率的で安定した運転資金の調達を行うため、総額20億円のコミットメントライン契約を主要取引金融機関と締結しております。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況



区 分	第92期 (2022年3月期)	第93期 (2023年3月期)	第94期 (2024年3月期)	第95期 (当連結会計年度) (2025年3月期)
売上高 (百万円)	60,488	65,073	61,912	68,344
経常利益 (百万円)	577	370	946	822
親会社株主に帰属する当期純損益 (百万円)	2,038	408	607	717
1株当たり当期純損益 (円)	257.61	62.16	92.33	108.89
総資産 (百万円)	20,004	18,284	19,121	20,931
純資産 (百万円)	9,770	9,324	9,505	9,620
1株当たり純資産額 (円)	1,486.88	1,417.72	1,443.70	1,459.44

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金 (百万円)	議 決 権 比 率 (%)	主 要 な 事 業 内 容
富 士 ホ ー ム エ ナ ジ ー (株)	30	100	L P G ・ 灯 油 等 の 家 庭 用 燃 料 小 口 販 売
富 士 レ ン タ ル (株)	50	100	建 設 機 械 等 の レ ン タ ル
環 境 開 発 工 業 (株)	48	100	産 業 廃 棄 物 の 収 集 運 搬 ・ 中 間 処 理 並 び に 再 生 重 油 の 製 造 販 売

(4) 対処すべき課題

今後の我が国経済につきましては、インフレの高進や人件費の上昇、金利の上昇など先行きに懸念があり、厳しい経営環境が予測されます。

また、地球温暖化対策につきましては、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取り組みや持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効活用するサーキュラーエコノミーへの移行に向けた取り組みは、今後重要性を増すとともに加速してまいります。

このような経営環境に対応するため、石油事業におきましては、原油価格、為替に連動した仕入価格や気温の変動等、ボラティリティの高い外的要因に左右されない安定的な販売基盤を確立するため、石油事業の周辺製品やサービスなどラインナップを拡充し、これらを用いた付加価値を訴求する提案型営業を強化することで、安定した収益を確保できる体制へ収益構造の転換を図ってまいります。

さらに、B D F 事業におきましては、自社製造拠点に加え、提携先とも連携することにより構築された全国での供給体制を強みとして、顧客への営業活動を強化してまいります。また、船舶用・産業用燃料における環境負荷低減商品の需要を取り込むべく、バイオ重油の販売に向けた検討をすすめる等、低炭素化社会の実現に向けた取り組みに積極的に貢献することで、企業価値向上を目指してまいります。

リサイクル事業におきましては、再資源事業等高度化法の施行により、リサイクルに対するニーズの高まりが想定されます。今後ますます多様化し増加するリサイクル品目に対し、処理スキームを着実に構築し、事業領域の拡大を図ってまいります。一方でリサイクル事業の事業エリア拡大についても、全国各地でより具体的にM&A等の検討を進め、サーキュラーエコノミーの推進に貢献してまいります。

環境関連事業におきましては、メガソーラーによる安定した収益確保及びアドブルーの拡販に引き続き努めてまいります。

ホームエネルギー事業におきましては、改正された液石法により営業活動の転換が求められており、当社グループは法令を遵守するとともに、安全管理の高度化とサービス体制の強化を推進し、他社との差別化を図ってまいります。また、将来の収益確保のため新規商材やサービスの提供を検討してまいります。

レンタル事業におきましては、新事業領域の開拓と引き続き既存顧客へのきめ細かい営業活動をすすめる一方、建設機材については、顧客ニーズと将来の収益性を考慮した保有資産の適正化を図り、稼働率の向上、レンタル料の適正価格への転嫁をすすめ、安定的な収益確保を目指してまいります。

以上のような事業別施策をグループ全体で鋭意取り組むことで、企業価値の向上を図り、株主の皆様の期待に答えてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

企業集団の主要な事業内容は以下のとおりです。

事業区分	事業内容
石油事業	石油製品等の仕入販売
リサイクル事業	産業廃棄物の収集・運搬・処理並びに再生重油の製造販売
環境関連事業	太陽光発電（メガソーラー）による売電等
ホームエネルギー事業	LPG・灯油等の家庭用燃料小口販売
レンタル事業	建設機械等のレンタル

(6) 主要な事業所 (2025年3月31日現在)

① 当社の主要な事業所

本社	東京都千代田区
北海道支店	北海道札幌市
東北支店	宮城県仙台市
関東支店	東京都千代田区
西日本支店	大阪府大阪市

② 主要な子会社の事業所

富士ホームエナジー(株) 本社	北海道札幌市
富士レンタル(株) 本社	北海道札幌市
環境開発工業(株) 本社	北海道北広島市

(7) 使用人の状況 (2025年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数（名）	前連結会計年度末比増減（名）
石油関連事業	88	3
環境関連事業	58	△1
エネルギー事業	45	△1
レンタル事業	54	5
合計	245	6

(注) 1. 使用人数は就業員数であります。
2. 当社グループは、同一の部門が石油事業及び環境関連事業に従事しているため、これらの事業については、事業部門ごとの使用人数を表記しておりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
88名	3名	49.0歳	19.3年

(注) 使用人数は就業員数であります。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	2,000百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2025年3月31日現在)

① 発行可能株式総数	30,000,000株
② 発行済株式の総数	8,743,907株 (うち自己株式2,151,895株)
③ 株主数	11,021名
④ 大株主 (上位11名)	

株 主 名	持 株 数 (千 株)	持 株 比 率 (%)
E N E O S ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社	1,005	15.26
THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LTD - SINGAPORE BRANCH PRIVATE BANKING DIVISION CLIENT A/C 8221-563114	704	10.68
あ い お い ニ ッ セ イ 同 和 損 害 保 険 株 式 会 社	172	2.62
株 式 会 社 ス ノ ー ボ ー ル キ ャ ピ タ ル	159	2.42
横 田 石 油 株 式 会 社	102	1.55
株 式 会 社 ア ミ ッ ク ス	101	1.53
株 式 会 社 長 尾 製 缶 所	96	1.47
BNYMSANV RE GCLB RE J P RD LMGC	73	1.11
瓜 生 佳 久	56	0.86
堀 井 隆	40	0.61
有 限 会 社 福 田 商 事	40	0.61

(注) 1. 当社は、自己株式を2,151,895株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数 (千株)	交付対象者数 (名)
取 締 役 (監 査 等 委 員 を 除 く)	4	3
(う ち 社 外 取 締 役)	(-)	(-)
取 締 役 (監 査 等 委 員)	-	-
(う ち 社 外 取 締 役)	(-)	(-)
合 計	4	3

(注) 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、「2会社の現況(2)会社役員の状況⑤当事業年度に係る取締役の報酬等の総額」に記載しております。

(2) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2025年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長 社長執行役員	川崎 靖 弘	
取締役 常務執行役員	吉野 幸 夫	販売本部長
取締役 執行役員	吉田 寿 一	管理本部長
取締役	小野 勝	
取締役	畑野 誠 司	
取締役 （常勤監査等委員）	田村 賢 文	
取締役 （監査等委員）	佐藤 義 幸	TMI 総合法律事務所パートナー (株)エンゼルグループ社外取締役監査等委員
取締役 （監査等委員）	杉山 敦 子	公認会計士・税理士杉山昌明事務所副所長 ウエルシアホールディングス(株)社外監査役 ユシロ化学工業(株)（現：(株)ユシロ）社外取締役監査等委員

- (注) 1. 取締役小野勝氏及び畑野誠司氏、取締役（監査等委員）佐藤義幸氏及び杉山敦子氏は社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）杉山敦子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために田村賢文氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当社は、取締役小野勝氏及び畑野誠司氏、取締役（監査等委員）佐藤義幸氏及び杉山敦子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 当事業年度中に退任した取締役

氏 名	退 任 日	退 任 事 由	退 任 時 の 地 位 ・ 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
鍋 田 俊 久	2024年6月27日	任期満了	取締役 一般社団法人国際安全保障産業協会 理事 Renaissance Strategic Advisors シニアアドバイザー
須 長 英 明	2024年6月27日	任期満了	取締役
吉 田 寿 一	2024年6月27日	任期満了	取締役 常勤監査等委員
渡 邊 豊	2024年6月27日	任期満了	取締役 監査等委員

(注) 吉田寿一氏は、2024年6月27日をもって取締役（監査等委員）を任期満了により退任した後、同日をもって取締役（監査等委員を除く。）に就任しております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社の全役員、他企業派遣役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の保険期間中に提起された損害賠償請求に起因する損害を填補することとしております。

⑤ 当事業年度に係る取締役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	86 (11)	70 (11)	8 (－)	7 (－)	7 (4)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	21 (11)	21 (11)	－ (－)	－ (－)	5 (3)
合 計 （うち社外役員）	108 (23)	92 (23)	8 (－)	7 (－)	12 (7)

- (注) 1. 取締役の支給人員数及び報酬等の額には、2024年6月27日開催の第94回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員を除く。）2名及び取締役（監査等委員）2名の在任中の報酬等の額が含まれております。また、2024年6月27日開催の第94回定時株主総会終結の時をもって取締役（監査等委員）を退任し取締役（監査等委員を除く。）に就任した吉田寿一氏については、取締役（監査等委員）在任期間中は取締役（監査等委員）に、取締役（監査等委員を除く。）在任期間中は取締役（監査等委員を除く。）に、それぞれ区分して上記の総額と員数に含めて記載しております。なお、当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く。）の員数は5名、取締役（監査等委員）の員数は3名であります。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、取締役（監査等委員を除く。）については、2024年6月27日開催の第94回定時株主総会において、年額2億円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く。）の員数は5名（うち社外取締役2名）であります。取締役（監査等委員）については、2016年6月29日開催の第86回定時株主総会において、年額3,000万円以内と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名（うち社外取締役2名）であります。
4. 2022年6月29日開催の第92回定時株主総会において、上記3.の取締役（監査等委員を除く。）の報酬総額の範囲内で、対象取締役に對する譲渡制限付株式に関する報酬として支給する金銭報酬債権の総額を年額1,500万円以内と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の対象取締役（監査等委員を除く。）の員数は2名であります。

⑥ 役員報酬等の決定に関する方針等

当社は、2024年6月27日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別報酬等の内容に係る方針（以下「当該方針」という）を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該方針と整合していることを確認しており、当該方針に沿うものであると判断しております。

当事業年度の末日における、当社の取締役の個人別の報酬等の内容決定に係る決定方針の内容は次のとおりです。

《取締役の個人別の報酬等の内容決定に係る決定方針》

ア. 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「取締役」という。）の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能する報酬体系とし、取締役の個人別の報酬の決定に際しては、株主総会で決定された報酬総額の限度内で、役位、職責、同規模の他の上場会社の水準及び会社業績等に応じた金額水準の内規を踏まえた適正な水準とする。

具体的には、取締役の報酬は、基本報酬（金銭報酬）、譲渡制限付株式報酬（非金銭報酬）及び役員賞与（業績連動報酬）により構成し、取締役のうち社外取締役の報酬については、その職務に鑑み、基本報酬（金銭報酬）のみの構成とする。

イ. 取締役の基本報酬（金銭報酬）の個人別報酬等（業績連動報酬及び非金銭報酬等を除く）の額又はその算定方法の決定に関する方針

取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、基本方針に従って決定する。

ウ. 業績連動報酬の内容及び額又はその算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬は、企業価値の持続的な向上を目指す中で、単年度目標達成のためのインセンティブ付与を目的として、役位に応じて設定される基準額に、各事業年度の連結営業利益又は当社個別営業利益の目標値に対する達成率に応じて0.5～2.0の範囲内で設定される業績連動指数を乗じた額を役員賞与として、毎年一定の時期に支給する。なお、業績目標の算定に当たっては、営業活動の実態を表す指標として適切であることを理由に、営業利益を採用する。

	業績指標	2024年度目標	2024年度実績	2025年度目標
グループ会社の取締役を兼務している 取締役	連結営業利益	846百万円	800百万円	800百万円
グループ会社の取締役を兼務していない 取締役	当社営業利益	200百万円	12百万円	113百万円

エ. 非金銭報酬等の内容及び額又はその算定方法の決定に関する方針

非金銭報酬等は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブの付与及び取締役と株主との一層の価値共有を進めることを目的とした譲渡制限付株式報酬とし、毎年一定の時期に、一定の譲渡制限期間等の定めのある譲渡制限付株式を基本方針に従って付与する。なお、譲渡制限付株式報酬の総額は、株主総会で決定された報酬総額の限度内で、年額1,500万円以内とし、譲渡制限付株式報酬として発行又は処分される株式の総数は年15,000株以内とする。

オ．取締役の基本報酬（金銭報酬）の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

（１）社外取締役を除く取締役の報酬総額に占める基本報酬（金銭報酬）と譲渡制限付株式報酬（非金銭報酬）の割合は、およそ９：１とする。

（２）業績連動報酬は、業績指標の目標値を達成した場合に限り、その達成率に応じて、基本報酬（金銭報酬）と譲渡制限付株式報酬（非金銭報酬）の合計額のおおよそ10%から35%となるよう設計する。

カ．取締役の個人別報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長 社長執行役員 川崎靖弘がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬、譲渡制限付株式報酬及び役員賞与の額の決定とする。

取締役会が代表取締役社長 社長執行役員 川崎靖弘に上記権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには、代表取締役社長 社長執行役員 川崎靖弘が最も適していると判断したためである。

なお、取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、基本報酬、譲渡制限付株式報酬及び役員賞与の額について、基本方針に定める内規に従って原案を作成のうえ、委員長を独立社外取締役とし、委員の過半数が独立社外取締役で構成される指名・報酬諮問委員会に諮問し答申を得るものとする。上記委任を受けた代表取締役社長は、当該委員会の答申を踏まえたうえで、当該内規の内容にしたがって決定をしなければならないこととする。

⑦ 社外役員に関する事項

ア．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員）佐藤義幸氏は、T M I 総合法律事務所パートナー、(株)エンゼルグループの社外取締役監査等委員を兼任しております。なお、当社との間に資本関係及び取引関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）杉山敦子氏は、公認会計士・税理士杉山昌明事務所副所長、ウエルシアホールディングス(株)の社外監査役、ユシロ化学工業(株)（現：(株)ユシロ）社外取締役監査等委員を兼任しております。なお、当社との間に資本関係及び取引関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

ａ. 取締役会及び監査等委員会への出席状況

	取締役会（１３回開催）		監査等委員会（１０回開催）	
	出席回数（回）	出席率（％）	出席回数（回）	出席率（％）
取締役 鍋田俊久	３／３	１００％	－	－
取締役 須長英明	３／３	１００％		
取締役 小野 勝	１０／１０	１００％		
取締役 畑野誠司	１０／１０	１００％	－	－
取締役 （監査等委員） 渡 邊 豊	３／３	１００％	２／２	１００％
取締役 （監査等委員） 佐 藤 義 幸	１０／１０	１００％	８／８	１００％
取締役 （監査等委員） 杉 山 敦 子	１３／１３	１００％	１０／１０	１００％

ｂ. 取締役会及び監査等委員会における発言状況

- ・取締役小野勝氏は、グローバル企業を含む経営者としての経験や大学客員教授として培われた高度な知見を有しており、その専門的見地にに基づき、経営陣から独立した立場で当社の企業価値向上に資する助言、提案等の発言を行っております。
- ・取締役畑野誠司氏は、金融機関や経営者としての豊富な経験を有しており、その専門的見地にに基づき、経営陣から独立した立場で当社の企業価値向上に資する助言、提案等の発言を行っております。
- ・取締役（監査等委員）佐藤義幸氏は、弁護士の資格を有しており、その専門的見地にに基づき、経営陣から独立した立場で業務執行の監督等の取締役（監査等委員）としての発言を行っております。
- ・取締役（監査等委員）杉山敦子氏は、公認会計士の資格を有しており、その専門的見地にに基づき、経営陣から独立した立場で業務執行の監督等の取締役（監査等委員）としての発言を行っております。

c. 社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要

- ・取締役小野勝氏は、グローバル企業を含む経営者としての経験や大学客員教授として培われた高度な知見を有しており、当該知見を活かして専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等を行っております。
- ・取締役畑野誠司氏は、金融機関における経験および経営者としての豊富な経験を有しており、当該知見を活かして専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等を行っております。
- ・取締役（監査等委員）佐藤義幸氏は、弁護士としての企業法務等に関する豊富な専門的知見を有しており、当該知見を活かして専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等を行っております。また、「指名・報酬諮問委員会」の委員として、委員会において役員の指名及び報酬に関し独立した立場から意見・助言を行っております。
- ・取締役（監査等委員）杉山敦子氏は、公認会計士・税理士としての豊富な監査経験と財務及び会計に関する専門的な知見を有しており、当該知見を活かして専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等を行っております。また、「指名・報酬諮問委員会」の委員長として、委員会において役員の指名及び報酬に関し独立した立場から意見・助言を行っております。

(3) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額（百万円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	31
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	40

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

当社は、有限責任 あずさ監査法人に対して、持株会社体制への移行に係るコンサルティング業務についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、その解任の是非について審議を行ったうえ、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査等委員会は上記の場合のほか、会計監査人の監査品質、監査実施の有効性および効率性などを勘案し、当社の会計監査人として適当でないと判断した場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。取締役会は、監査等委員会の当該決定に基づき、会計監査人の解任または不再任にかかる議案を株主総会に提出いたします。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	第 95 期 2025年3月31日現在
資 産 の 部	
流 動 資 産	13,844
現金及び預金	5,741
受取手形	503
売掛金	6,702
商品及び製品	588
その他	316
貸倒引当金	△6
固 定 資 産	7,086
有 形 固 定 資 産	5,118
建物及び構築物	1,510
機械装置及び運搬具	1,367
土地	1,204
建設仮勘定	60
その他	975
無 形 固 定 資 産	1,489
のれん	157
顧客関連資産	736
ソフトウェア	261
その他	334
投 資 そ の 他 の 資 産	477
投資有価証券	110
繰延税金資産	191
その他	176
貸倒引当金	△0
資 産 合 計	20,931

科 目	第 95 期 2025年3月31日現在
負 債 の 部	
流 動 負 債	8,483
支払手形及び買掛金	6,280
短期借入金	30
未払金	452
未払法人税等	241
預り金	1,022
役員賞与引当金	8
その他	448
固 定 負 債	2,827
長期借入金	2,000
役員退職慰労引当金	28
修繕引当金	69
退職給付に係る負債	433
繰延税金負債	236
その他	59
負 債 合 計	11,310
純 資 産 の 部	
株 主 資 本	9,597
資 本 金	5,527
資 本 剰 余 金	63
利 益 剰 余 金	5,730
自 己 株 式	△1,724
その他の包括利益累計額	23
その他有価証券評価差額金	23
純 資 産 合 計	9,620
負 債 純 資 産 合 計	20,931

(注) 百万円未満の端数は切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目		第 95 期 2024年 4 月 1 日から 2025年 3 月31日まで	
売上高			68,344
売上原価			63,332
売上総利益			5,011
販売費及び一般管理費			4,211
営業利益			800
営業外収益			
受取利息及び配当金	4		
固定資産賃貸料	58		
業務受託料	70		
軽油引取税交付金	17		
その他	12		164
営業外費用			
支払利息	14		
固定資産賃貸費用	44		
業務受託費用	71		
その他	12		141
経常利益			822
特別利益			
固定資産売却益	302		
受取保険金	1		303
特別損失			
固定資産除却損失	2		
減損損失	1		
操業休止関連費用	29		33
税金等調整前当期純利益			1,093
法人税、住民税及び事業税	382		
法人税等調整額	△6		375
当期純利益			717
親会社株主に帰属する当期純利益			717

(注) 百万円未満の端数は切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書
(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	5,527	57	5,638	△1,730	9,492
当連結会計年度変動額					
剰 余 金 の 配 当			△625		△625
親会社株主に帰属する当期純利益			717		717
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
譲 渡 制 限 付 株 式 報 酬		6		6	13
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	－	6	91	6	104
当連結会計年度末残高	5,527	63	5,730	△1,724	9,597

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計	
当連結会計年度期首残高	12	12	9,505
当連結会計年度変動額			
剰 余 金 の 配 当			△625
親会社株主に帰属する当期純利益			717
自 己 株 式 の 取 得			△0
譲 渡 制 限 付 株 式 報 酬			13
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額（純額）	10	10	10
当連結会計年度変動額合計	10	10	115
当連結会計年度末残高	23	23	9,620

（注）百万円未満の端数は切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	第 95 期 2025年3月31日現在
資 産 の 部	
流 動 資 産	11,123
現金及び預金	3,768
受取手形	430
売掛金	6,116
商品及び製品	494
短期貸付金	120
未収入金	111
その他の	86
貸倒引当金	△3
固 定 資 産	6,503
有形固定資産	2,747
建物	124
構築物	546
機械及び装置	1,144
油槽	150
土地	645
その他の	136
無形固定資産	560
ソフトウェア	230
その他の	330
投資その他の資産	3,195
投資有価証券	94
関係会社株式	2,527
長期貸付金	270
繰延税金資産	143
その他の	161
貸倒引当金	△0
資 産 合 計	17,627

科 目	第 95 期 2025年3月31日現在
負 債 の 部	
流 動 負 債	8,265
買掛金	5,809
未払金	365
預り金	1,683
役員賞与引当金	8
その他の	397
固 定 負 債	2,421
長期借入金	2,000
退職給付引当金	313
修繕引当金	69
資産除去債務	38
負 債 合 計	10,686
純 資 産 の 部	
株 主 資 本	6,919
資 本 金	5,527
資 本 剰 余 金	63
資本準備金	48
その他の資本剰余金	14
利 益 剰 余 金	3,053
利益準備金	394
その他の利益剰余金	2,658
繰越利益剰余金	2,658
自 己 株 式	△1,724
評価・換算差額等	21
その他有価証券評価差額金	21
純 資 産 合 計	6,940
負 債 純 資 産 合 計	17,627

(注) 百万円未満の端数は切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：百万円)

科 目		第 95 期 2024年 4 月 1 日から 2025年 3 月31日まで	
売 上 高			62,700
売 上 原 価			59,974
売 上 総 利 益			2,725
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			2,713
営 業 利 益			12
営 業 外 収 益			
受 取 利 息 及 び 配 当 金	317		
そ の 他	155		472
営 業 外 費 用			
支 払 利 息	14		
そ の 他	126		140
経 常 利 益			345
特 別 利 益			
特 別 損 失			
固 定 資 産 売 却 益	202		202
固 定 資 産 除 却 損	0		
減 損 損 失	1		
操 業 休 止 関 連 費 用	29		30
税 引 前 当 期 純 利 益			516
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	67		
法 人 税 等 調 整 額	△3		64
当 期 純 利 益			452

(注) 百万円未満の端数は切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								株主資本計 合
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自己株式			
		資 準 備 金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金計 合	繰越利益剰余金		利益剰余金計 合		
当 期 首 残 高	5,527	48	8	57	331	2,894	3,225	△1,730	7,079
当 期 変 動 額									
剰余金の配当						△625	△625		△625
利益準備金の積立					62	△62	—		—
当 期 純 利 益						452	452		452
自己株式の取得								△0	△0
譲 渡 制 限 付 株 式 報 酬			6	6				6	13
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	6	6	62	△235	△172	6	△159
当 期 末 残 高	5,527	48	14	63	394	2,658	3,053	△1,724	6,919

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	11	11	7,091
当 期 変 動 額			
剰余金の配当			△625
利益準備金の積立			—
当 期 純 利 益			452
自己株式の取得			△0
譲渡制限付株式報酬			13
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	9	9	9
当期変動額合計	9	9	△150
当 期 末 残 高	21	21	6,940

（注）百万円未満の端数は切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月15日

富士興産株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 米山英樹
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 中島悠史

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、富士興産株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、富士興産株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月15日

富士興産株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 米 山 英 樹
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 中 島 悠 史

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、富士興産株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第95期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、２０２４年４月１日から２０２５年３月３１日までの第９５期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月15日

富士興産株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員	田	村	賢	文	印
監査等委員	佐	藤	義	幸	印
監査等委員	杉	山	敦	子	印

(注) 監査等委員佐藤義幸及び杉山敦子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

第1号議案

剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題であるとの認識の下、中長期的な視野に立った投資により企業価値を増大させ、積極的な利益還元を行うことを基本方針としています。

この基本方針に基づき、当社は、引き続き、高水準の総還元性向を目安とした株主還元を実施（2025年3月期から2027年3月期）する方針であります。

期末配当につきましては、1株当たり普通配当58円（中間配当30円と合わせた年間配当88円）といたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類	金銭
(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき金 58円 総額 382,336,696円
(3) 剰余金の配当が効力を生じる日	2025年6月30日

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）5名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、監査等委員会において本議案を検討した結果、意見はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。



候補者番号

1

かわさき やすひろ
川崎 靖弘

（1966年10月10日生）

再任

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1991年4月	日本石油(株)入社
2008年4月	Nippon Oil (U.S.A.) Ltd 社長
2019年4月	JXTGエネルギー(株) 潤滑油カンパニー 潤滑油販売部長
2020年6月	ENEOS(株) 潤滑油カンパニー 潤滑油販売部長
2021年4月	同社執行役員 大阪第2支店長
2023年6月	当社代表取締役 社長執行役員（現任）

取締役候補者とした理由

川崎靖弘氏は、ENEOS(株)において、石油製品の販売や海外法人の経営等に携わり、2021年4月から同社の執行役員大阪第2支店長を務めました。2023年6月から当社の代表取締役社長執行役員を務めております。これらの経験と知見を引き続き当社の経営の推進に活かすことが期待できるものと判断し、取締役候補者としております。

所有する当社の株式数

6,036株

取締役会出席状況

13/13回（出席率100%）



所有する当社の株式数
9,869株
取締役会出席状況
13/13回（出席率100%）

候補者番号

2

よし の ゆ き お
吉野 幸夫

（1959年3月5日生）

再任

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年 4 月	当社入社	2021年 6 月	当社代表取締役常務執行役員 販売部長
2013年 6 月	当社新規事業推進室長		
2015年 6 月	当社大阪支店長	2022年 4 月	当社代表取締役常務執行役員
2016年 6 月	当社執行役員大阪支店長	2024年 4 月	当社代表取締役常務執行役員 販売本部長
2018年 6 月	当社取締役執行役員販売部長	2024年 6 月	当社取締役常務執行役員販売 本部長（現任）

取締役候補者とした理由

吉野幸夫氏は、当社において大阪支店長や代表取締役常務執行役員販売部長を務める等、石油製品の販売と会社経営に関する豊富な経験と知見を有しております。これらの経験と知見を引き続き当社の経営の推進に活かすことが期待できるものと判断し、取締役候補者としております。



所有する当社の株式数
395株

候補者番号

3

さ と う ゆ り
佐藤 由理

（1969年12月26日生）

新任

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1992年 4 月	日本石油(株)入社	2024年 4 月	当社上席執行役員人事・シス テム部長（現任）
2020年 4 月	J X T Gエネルギー(株)総務部 長		
2022年 4 月	E N E O S (株)北海道支店長		

取締役候補者とした理由

佐藤由理氏は、E N E O S (株)において、総務部長や北海道支店長を務め、2024年4月から当社の上席執行役員 人事・システム部長を務めるなど、管理部門に関する豊富な経験と知見を有しております。これらの経験と知見を当社の経営の推進に活かすことが期待できるものと判断し、取締役候補者としております。



所有する当社の株式数
3,500株

取締役会出席状況
10/10回（出席率100%）

候補者番号

4

おの
小野

まさる
勝

（1958年2月26日生）

再任

社外

独立

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年 4 月	ヤマハ発動機(株)入社	2017年 1 月	ヤマハ発動機(株) 上席執行役員
2012年 1 月	ヤマハ発動機(株)執行役員		CS本部長
2013年10月	Yamaha Motor Vietnam Co.,Ltd. 代表取締役社長	2019年 1 月	(株)ジュビロ 代表取締役社長
		2023年 4 月	関西大学政策創造学部 客員教授
		2024年 6 月	当社社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

小野勝氏は、ヤマハ発動機(株)において、グローバルな販売や部品調達などに従事し、海外法人の経営者としての経験を有しています。また、(株)ジュビロにおいても経営者としての経験を有しています。これらの経験や知見を当社の業務執行に対する助言や監督の役割が期待できると判断し、社外取締役候補者となりました。

独立役員に関する事項

当社は小野勝氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ており、同氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、同氏は当社の社外役員の独立性判断基準を満たしております。



候補者番号

5

は た の
畑 野
せ い じ
誠 司

(1959年12月17日生)

再任

社外

独立

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年 4 月	(株)三菱銀行入行	2013年 4 月	コニカミノルタ(株)執行役 経営戦略部長
2009年 5 月	(株)三菱東京UFJ銀行 営業第一本部営業第三部長	2014年 6 月	同社 取締役常務執行役
		2022年 4 月	同社 取締役専務執行役
2011年 7 月	コニカミノルタホールディングス(株)顧問	2023年 4 月	同社 専務執行役 (特命担当)
		2024年 4 月	同社 顧問
		2024年 6 月	当社社外取締役 (現任)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

畑野誠司氏は現 (株)三菱UFJ銀行においてグローバルな企業ファイナンス等に従事し、コニカミノルタ(株)においてコーポレート部門全般にわたり携わるなど、多岐にわたる分野の専門性を有しております。また、経営者としての豊富な経験を有しており、当社の業務執行に対する助言や監督の役割が期待できると判断し、社外取締役候補者となりました。

独立役員に関する事項

当社は畑野誠司氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ており、同氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、同氏は当社の社外役員の独立性判断基準を満たしております。

取締役会出席状況

10/10回 (出席率100%)

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者のうち、小野勝氏及び畑野誠司氏は、社外取締役候補者であります。
3. 小野勝氏及び畑野誠司氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
4. 当社は、小野勝氏及び畑野誠司氏の間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、小野勝氏及び畑野誠司氏の再任が承認された場合には、両氏の間で当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、当社役員、子会社役員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該契約の概要は、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用等を填補するものです。各候補者が取締役に就任した場合は、候補者全員を被保険者として前記の役員等賠償責任保険契約を更新する予定であります。なお、当該保険料につきましては、全額会社が負担しております。

(ご参考)

取締役会の構成

第 2 号議案が原案どおり承認可決された場合、取締役会の構成は次のとおりとなる予定であります。

氏 名	独立社外 取締役	性別	在任年数	企業経営	財務・ 会計	M&A	ファイナンス	法務	営業・ マーケティング	ESG	グローバル	人材戦略
取締役（監査等委員以外）												
川崎 靖弘		男性	2 年	○		○	○		○	○	○	○
吉野 幸夫		男性	7 年	○	○		○		○			○
佐藤 由理		女性	新任	○				○	○	○		○
小野 勝	○	男性	1 年	○		○	○		○		○	○
畑野 誠司	○	男性	1 年	○	○	○	○	○		○	○	○
監査等委員である取締役												
田村 賢文		男性	1 年	○					○	○		○
佐藤 義幸	○	男性	1 年		○	○	○	○		○	○	
杉山 敦子	○	女性	5 年		○		○	○		○		

ご参考：当社の社外役員の独立性判断基準

当社は、社外役員が次の要件のいずれにも該当しない場合、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員と判断する。

- ①当社および当社の子会社（以下、「当社グループ」という。）の出身者
（業務執行取締役、執行役、執行役員、その他これらに準じる者および使用人（以下、「業務執行者」という。））
- ②当社グループの主要な取引先またはその業務執行者
（直近の過去３事業年度のいずれかの年度における当該取引先に対する当社グループの売上高の合計額が当社の連結売上高の２％を超える取引先）
- ③当社グループの主要な借入先またはその業務執行者
（直近の過去３事業年度のいずれかの年度末日における当該借入先からの連結ベースの借入額が当社の連結総資産の２％を超える借入先）
- ④当社グループを主要な取引先とする者またはその業務執行者
（直近の過去３事業年度のいずれかの年度における当社グループに対する当該取引先の売上高の合計額が当該取引先の連結売上高の２％を超える取引先）
- ⑤当社グループから役員報酬以外に多額の報酬を得ている法律専門家、公認会計士またはコンサルタント
（直近３事業年度の平均で個人の場合は年間10百万円以上を得ている者。法人、団体等の場合は、当該法人、団体等の連結売上高の２％以上の額を得ている当該法人、団体等の所属者）
- ⑥当社グループから多額の寄付を得ている者
（直近の過去３事業年度のいずれかの年度における当社グループからの寄付金の合計額が当該寄付先の収入総額の２％を超える寄付先）
- ⑦当社の大株主（当社の議決権総数の10％以上を有する者）または当該主要株主が法人である場合には当該主要株主またはその親会社もしくは重要な子会社の業務執行者
- ⑧当社が総議決権の10％以上の議決権を有する法人等の業務執行者
- ⑨上記①～⑧までのいずれかに掲げる者（ただし、重要な者に限る）の配偶者または二親等以内の親族
- ⑩過去３年間に於いて、上記②～⑨のいずれかに該当する者

以 上

当社は、2025年10月1日を効力発生日（予定）として、当社を株式移転完全子会社とする単独株式移転（以下「本株式移転」といいます。）により、持株会社（完全親会社）である「富士ユナイトホールディングス株式会社」（以下「持株会社」といいます。）を設立することについて、本株式移転に関する株式移転計画（以下「本株式移転計画」といいます。）を作成の上、2025年5月15日開催の当社取締役会において決議いたしました。

本議案は、株式移転計画について、株主の皆様のご承認をお願いするものであり、本株式移転を行う理由、本株式移転計画の内容等は以下のとおりであります。

1. 株式移転を行う理由及び目的等

(1) 持株会社体制への移行検討の背景

富士興産グループは1949年（昭和24年）の創業以来、石油製品の供給を通じて、わが国の産業発展と豊かな社会づくりの一翼を担うとともに、お客様のご要望を真摯に受けとめ、ご満足いただけるよう企業活動に取り組んでまいりました。

しかし近年、カーボンニュートラルやサーキュラーエコノミーの実現に向けた社会的要請が高まるとともに、当社を取り巻く事業環境は急速に変化しております。

このような環境のもと、環境対応型事業への大胆な転換により、当社の掲げる「環境のグリーン化対応とエネルギーの安定供給を通じて社会に貢献するグループであり続ける」という長期ビジョンの達成に向け、①環境対応型エネルギーのコアビジネス化の加速、②積極的な投資によるリサイクル事業の拡大、および③着実な事業戦略の推進、を主な戦略の3本柱として、経営目標の達成に向け取り組んでおります。

上記の取組みを加速させ、株主の皆様をはじめとするステークホルダーからの期待に応えていくために、今後は、エネルギー事業及びリサイクル事業領域において、当社グループが提供可能なサービスを拡大するためのM&Aの推進を積極的に行って参ります。結果として、商品、サービスのライフサイクル全体を通じた提供体制の整備を進め、「環境のグリーン化対応とエネルギーの安定供給をするグループ」へと変革することにより、持続的な成長を目指してまいります。

上記の成長を加速させるため、当社は、持株会社体制に移行することで、持株会社は、グループ経営戦略の策定及びリサイクル事業を中心とするM&Aや新規事業創出を含む戦略投資の拡大に注力し、事業会社は、事業運営に専念し、環境変化に迅速に対応する、というグループ経営体制を目指します。

また、経営資源配分の最適化を図り、当社グループ全体の価値向上と持続的な成長を実現してまいります。

(2) 持株会社体制への移行目的と移行により実現するグループ経営体制

①グループ経営によるシナジー効果の最大化及び効率化

富士興産株式会社及び富士興産グループは、主に石油関連事業及び環境関連事業を担う当社、リサイクル事業を担う環境開発工業株式会社、ホームエネルギー事業を担う富士ホームエナジー株式会社、レンタル事業を営む富士レンタル株式会社と分かれています。グループ全体の企業価値向上の観点から、全体最適な経営判断がなされる持株会社体制の下で事業推進することにより、より効果的かつ効率的に成長することが可能と考えております。また、エネルギー事業及びリサイクル事業において、M&Aを通じて新たにグループ会社となる事業会社との量的、質的なシナジーの創出により、お客様への提供価値の向上に取り組んでまいります。

②M&Aによる戦略的かつ機動的な変化に対応できる組織体制の構築

社会の変化に適応した新たな事業への挑戦にあたって、持株会社体制に移行することにより、より戦略的かつ機動的なM&Aおよび事業提携/資本提携を実行することが可能と考えております。

③事業推進における意思決定の迅速化

富士興産株式会社は、2024年度～2026年度までの3ヵ年を対象とする中期経営計画において、分野別の重点施策を掲げております。持株会社体制へ移行することにより、各重点施策をよりフレキシブルかつ迅速に実現することが可能と考えております。

④次世代を担う経営者人材の育成

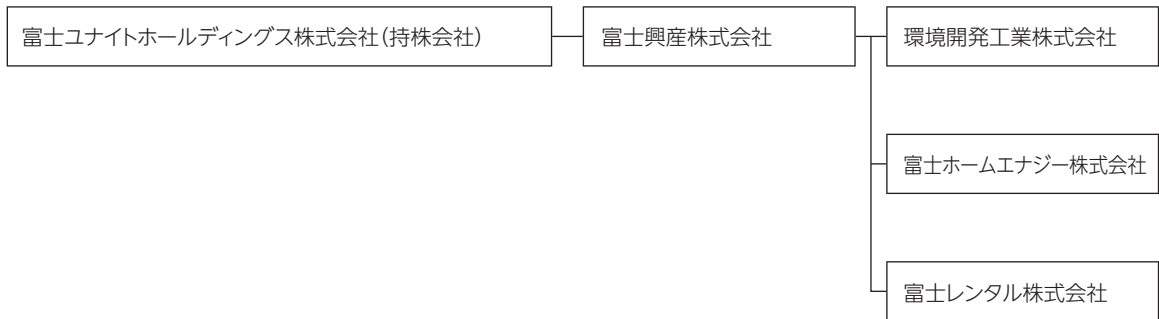
国内における人材不足、A Iの成長等による将来の人材育成環境の変化において、事業経営における人的資本である社員の成長支援をこれまで以上に戦略的に実行していきます。従来の各事業会社の人材投資に加え、次世代を担う経営者人材に、持株会社傘下の事業会社での経営経験の場を提供することにより、当社グループ全体の持続的な成長を牽引していく経営者人材を戦略的に育成していきます。

(3) 持株会社体制への移行手順

当社は次に示す方法により、持株会社体制への移行を実施する予定です。

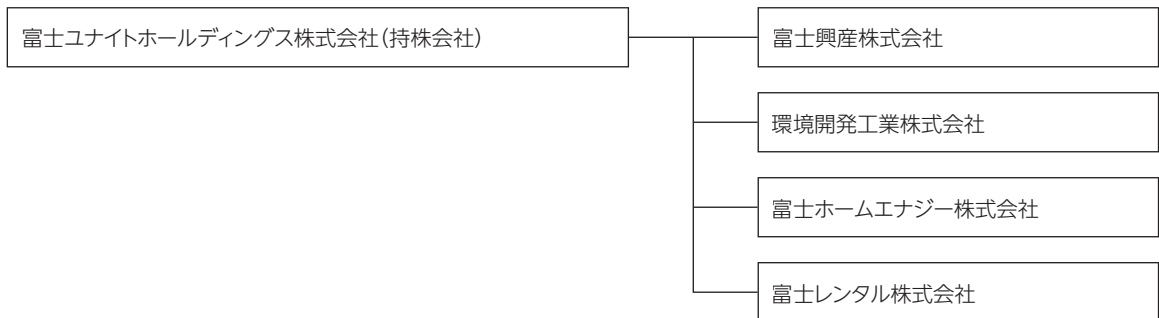
①ステップ1：単独株式移転による持株会社の設立

2025年10月1日を効力発生日とする本株式移転により持株会社を設立することで、当社は持株会社の完全子会社になります。



②ステップ２：持株会社の設立後のグループ会社の再編

本株式移転の効力発生後、持株会社体制への移行を完了するため、当社の子会社を持株会社が直接保有する子会社として再編する予定です。なお、かかる再編の具体的な内容及び時期につきましては、決定次第お知らせいたします。



なお、株式移転による持株会社体制への移行を選択いたしましたのは、事業会社である富士興産株式会社の各種許認可等を継続させること等、事業活動に関する様々な影響を最小限にするためです。

(4) その他

本株式移転により、当社株式は2025年9月29日に株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)スタンダード市場を上場廃止となりますが、当社の株主の皆様新たに交付される持株会社の株式につきましては、東京証券取引所スタンダード市場への新規上場（テクニカル上場）の申請を予定しております。上場日は東京証券取引所の審査によりますが、持株会社の設立登記日（本株式移転効力発生日）である2025年10月1日を予定しております。

2. 株式移転計画の内容の概要

株式移転計画の内容については、以下の「株式移転計画書（写）」に記載のとおりであります。

株式移転計画書（写）

富士興産株式会社（以下「甲」という。）は、単独株式移転の方法により、甲を株式移転完全子会社とする株式移転設立完全親会社（以下「乙」という。）を設立するための株式移転を行うにあたり、次のとおり株式移転計画（以下「本計画」という。）を定める。

（株式移転）

第1条 甲は、本計画の定めるところに従い、単独株式移転の方法により、乙の成立の日（第7条に定義する。）において、甲の発行済株式の全部を乙に取得させる株式移転（以下「本株式移転」という。）を行うものとする。

（目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項）

第2条 乙の目的、商号、本店の所在地および発行可能株式総数は、次のとおりとする。

（1）目的

乙の目的は、別紙「定款」第2条に記載のとおりとする。

（2）商号

乙の商号は、「富士ユナイトホールディングス株式会社」とし、英文では、「FUJI UNITED HOLDINGS COMPANY,LTD.」と表示する。

（3）本店の所在地

乙の本店の所在地は、東京都千代田区とし、本店の所在場所は、東京都千代田区神田駿河台4丁目3番地とする。

（4）発行可能株式総数

乙の発行可能株式総数は、2,000万株とする。

2 前項に定めるもののほか、乙の定款で定める事項は、別紙「定款」に記載のとおりとする。

（設立時取締役）

第3条 乙の設立時取締役（設立時監査等委員である設立時取締役を除く。）の氏名は、次のとおりとする。

（1）取 締 役 川 崎 靖 弘

（2）取 締 役 佐 藤 由 理

（3）取 締 役 大 橋 亮

（4）社外取締役 小 野 勝

（5）社外取締役 畑 野 誠 司

2 乙の設立時監査等委員である設立時取締役の氏名は、次のとおりとする。

- (1) 取締役 田 村 賢 文
- (2) 社外取締役 佐 藤 義 幸
- (3) 社外取締役 杉 山 敦 子（現姓：松本敦子）

（設立時会計監査人）

第4条 乙の設立時会計監査人の名称は、次のとおりとする。

有限責任 あずさ監査法人

（本株式移転に際して交付する株式およびその割当て）

第5条 乙は、本株式移転に際して、甲の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における甲の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その保有する甲の普通株式に代わり、甲が基準時に発行している普通株式の合計に1を乗じて得られる数の合計に相当する数の乙の普通株式を交付する。

2 乙は、前項の定めにより交付される乙の普通株式を、基準時における甲の株主に対し、その保有する甲の普通株式1株につき、乙の普通株式1株の割合をもって割り当てる。

（資本金および準備金の額）

第6条 乙の成立の日における資本金および準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金の額 5,500百万円
- (2) 資本準備金の額 0円
- (3) 利益準備金の額 0円

（乙の成立の日）

第7条 乙の設立の登記をすべき日（以下「乙の成立の日」という。）は、2025年10月1日とする。但し、本株式移転の手続きの進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲の取締役会の決議により、乙の成立の日を変更することができる。

（本計画承認株主総会）

第8条 甲は、2025年6月27日を開催日として定時株主総会を招集し、本計画の承認および本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。但し、本株式移転の手続きの進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲の取締役会の決議により、当該株主総会の開催日を変更することができる。

（上場証券取引所）

第9条 乙は、乙の成立の日において、その発行する普通株式の株式会社東京証券取引所スタンダード市場への上場を予定する。

(株主名簿管理人)

第10条 乙の株主名簿管理人は、三菱UFJ信託銀行株式会社（本店）とする。

(自己株式の消却)

第11条 甲は、乙の成立の日の前日までに開催される取締役会の決議により、甲が保有する自己株式（本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める株式買取請求権の行使に係る株式の買取りにより取得する自己株式を含む。）のうち、最大32,000株を除き、実務上消却可能な範囲の株式を基準時までに消却することができる。

(本計画の効力)

第12条 本計画は、第8条に定める甲の株主総会において本計画の承認および本株式移転に必要な事項に関する決議が得られなかった場合、乙の成立の日までに本株式移転についての国内外の法令に定める関係官庁の許可等（関係官庁等に対する届出の効力の発生等を含む。）が得られなかった場合、または、次条に基づき本株式移転を中止する場合には、その効力を失うものとする。

(本計画の変更等)

第13条 本計画の作成後、乙の成立の日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により甲の財産または経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式移転の実行に重大な支障となる事態が発生した場合、その他本計画の目的の達成が困難となった場合は、甲の取締役会の決議により、本株式移転の条件その他本計画の内容を変更しまたは本株式移転を中止することができる。

(規定外事項)

第14条 本計画に定める事項のほか、本株式移転に関して必要な事項については、本株式移転の趣旨に従い、甲がこれを決定する。

2025年5月15日

甲： 東京都千代田区神田駿河台4丁目3番地
富士興産株式会社
代表取締役社長 川 崎 靖 弘

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は富士ユナイトホールディングス株式会社（英文ではFUJI UNITED HOLDINGS COMPANY, LTD.と表示する。）と称する。

(目 的)

第2条 当社は次の事業を営むことおよび次の事業を営む会社（外国会社を含む。）その他の法人等の株式または持分を保有することにより当該会社の事業活動を支配および管理することを目的とする。

- (1) 石油類および石炭等の石油代替エネルギーならびにそれらの混合物および副産物の精製加工、貯蔵、売買、輸出入ならびに保管
- (2) 動植物油の混合、加工および売買
- (3) 溶剤の売買
- (4) 石油類および石炭等の重量物の計量に関する業務
- (5) 石油化学製品その他化成品類の販売
- (6) 液化石油ガス、液化天然ガスなどの高圧ガスの貯蔵、売買
- (7) 建材ならびに舗装用材の販売
- (8) 燃料電池、太陽電池、蓄電装置、コージェネレーション・システムその他の分散型エネルギー・システムの販売
- (9) 環境・省エネルギー機器の販売
- (10) 不動産その他設備・施設の賃貸借、売買および管理業務
- (11) 動力機械、建設機械、運搬機械、各種工作機械、土木建築用資機材、土木建築用架設資材、自動車その他各種車両およびこれらの部品の販売ならびにリース・レンタル業務
- (12) 自動車その他各種車両の分解、修理および整備ならびに自動車定期点検業務
- (13) 各種燃焼機器ならびに電気器具その他一般雑貨の販売
- (14) 再生可能エネルギーを利用した発電および排熱利用設備の管理、運営ならびに電力・熱の販売
- (15) 有機性資源を原料としたエネルギーおよびその副産物の製造、販売ならびにそれらの設備の管理、運営
- (16) 資源リサイクル事業、土壌環境浄化事業および廃棄物処理業
- (17) 貨物自動車運送事業
- (18) 古物の売買
- (19) 温室効果ガス排出権の取引に関する事業
- (20) 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は本店を東京都千代田区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 執行役員
- (3) 監査等委員会
- (4) 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、2,000万株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(自己の株式の取得)

第9条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって市場取引等により、自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要ある場合に随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集者および議長)

第14条 株主総会は取締役会の決議によって社長がこれを招集しその議長となる。ただし、社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

2. 株主総会の議事録は、その原本を10年間本店に備置き、その謄本を5年間支店に備置く。

第4章 取締役および取締役会ならびに執行役員

(取締役の定員)

第19条 当会社に取り締役（監査等委員である取締役を除く。）15名以内を置く。

2. 当会社に監査等委員である取締役4名以内を置く。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2. 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 第1項の選任決議は累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 取締役会の決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

2. 取締役会の決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から会長、社長、副社長各1名を選定することができる。

(取締役会の招集および議長)

第23条 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集しその議長となる。ただし、社長が欠員のときまたは社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

2. 取締役会の招集の通知は各取締役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合はこの期間を短縮することができる。

（決議の方法）

第24条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）

第25条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をした場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

（重要な業務執行の委任）

第26条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

（議事録）

第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名捺印または電子署名する。

2. 取締役会の議事録または前条の意思表示を記載した書類は、10年間本店に備置く。

（取締役会規程）

第28条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の報酬等）

第29条 取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

（取締役との責任限定契約）

第30条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役であるものを除く。）との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、法令に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。

（執行役員および役付執行役員）

第31条 当社の執行役員は、取締役会の決議によってこれを選任する。

2. 当社は、取締役会の決議によって、社長執行役員1名を選定し、また、副社長執行役員1名、専務執行役員、常務執行役員若干名を選定することができる。

（執行役員規程）

第32条 執行役員の責務その他の事項に関しては、取締役会の決議によって定める執行役員規程による。

第5章 監査等委員会

（常勤の監査等委員）

第33条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

（監査等委員会の招集）

第34条 監査等委員会の招集の通知は各監査等委員に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要のある場合はこの期間を短縮することができる。

（監査等委員会規程）

第35条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 計 算

（事業年度）

第36条 当会社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

（期末配当金）

第37条 当会社は株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し剰余金の配当を支払う。

（中間配当金）

第38条 当会社は取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し会社法第454条第5項に定める剰余金の配当をすることができる。

（配当金の除斥期間）

第39条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社は支払義務を免れる。

附 則

（事業年度）

第1条 当会社の最初の事業年度は、第36条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から2026年3月31日までとする。

(設立時代表取締役)

第2条 当会社の設立時代表取締役は、次のとおりとする。

設立時代表取締役 川崎 靖弘

(最初の取締役の報酬等)

第3条 第29条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会の時までの期間の当会社の取締役等の報酬の額は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等

報酬等((3)の報酬を除く。)の総額は、年額2億円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。)とする。

(2) 監査等委員である取締役の報酬等

報酬等の総額は、年額3,000万円以内とする。

(3) 譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬

(1)の報酬とは別枠で、一定の株式譲渡制限期間および当会社による無償取得事由等の定めがある当会社普通株式(以下「譲渡制限付株式」という。)を取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。)に対して付与するための報酬を支給する。対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬として支給する金銭報酬債権の総額は、年額3,000万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。)とし、その内容は下記のとおりとする。

①譲渡制限付株式の割当ておよび払込み

対象取締役に対して、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の報酬総額(年額)の範囲内で金銭報酬債権を支給し、対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で払込むことにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。なお、譲渡制限付株式の1株当たりの払込金額は、当会社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当会社普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、直近取引日の終値)を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とはならない範囲で当会社取締役会において決定する。また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していることおよび下記③に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

②譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の30,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の上限とする。ただし、本議案の決議の日以降、当会社普通株式の株式分割または株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができるものとする。

③譲渡制限付株式割当契約の内容

当会社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約(以下、「本割当契約」という。)は、以下の内容を含むものとする。

(ア) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、割当てを受けた日から当該対象取締役が当会社の取締役の地位を退任するまでの期間（以下「本譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当会社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈、その他一切の処分行為をすることができないものとする。

(イ) 譲渡制限の解除

当会社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、当会社の取締役会が定める期間（以下「本役務提供期間」という。）、継続して、上記（ア）に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、当会社の取締役会が正当と認める理由により、本役務提供期間において上記（ア）の地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(ウ) 譲渡制限付株式の無償取得

本割当株式のうち上記（ア）の本譲渡制限期間が満了した時点において上記（イ）の譲渡制限の解除事由の定めに基づき、譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当会社はこれを当然に無償で取得する。

(エ) 組織再編等における取扱い

当会社は、本譲渡制限期間中に、当会社が消滅会社となる合併契約、当会社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当会社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当会社株主総会による承認を要さない場合においては、当会社の取締役会）で承認された場合には、当会社取締役会の決議により、本役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。上記に規定する場合には、当会社は、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(オ) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当会社取締役会において定めるものとする。

(附則の削除)

(1) 本附則は、当会社の最初の定時株主総会の終結の時をもって削除されるものとする。

以上

3. 会社法施行規則第206条各号に掲げる事項の内容の概要

(1) 株式移転の対価に関する定め相当性に関する事項

① 交付する株式数及び割当てに関する事項

イ. 株式移転比率

本株式移転により持株会社が当社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時における当社の株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、その保有する当社の普通株式1株につき設立する持株会社の普通株式1株を割当交付いたします。

ロ. 単元株式数

持株会社は、単元株制度を採用し、1単元の株式数を100株といたします。

ハ. 株式移転比率の算定根拠

本株式移転は、当社単独による株式移転によって完全親会社1社を設立するものであり、本株式移転時の当社の株主構成と持株会社の株主構成に変化がないことから、株主の皆様にも不利益や混乱を与えないことを第一義として、株主の皆様が所有する当社の普通株式1株に対して持株会社の普通株式1株を割り当てることといたします。

ニ. 第三者算定機関による算定結果、算定方法及び算定根拠

上記ハの理由により、第三者算定機関による株式移転比率の算定は行っておりません。

ホ. 株式移転により交付する新株式数（予定）

普通株式8,743,907株（予定）

上記新株式数は、2024年3月31日時点における、当社の発行済株式総数（8,743,907株）に基づいて記載しており、本株式移転による持株会社の設立までの間に当社の発行済株式総数が変動した場合には、実際に持株会社が交付する新株式数は変動いたします。

なお、本株式移転計画において、持株会社成立日の前日までに開催される当社の取締役会の決議により、当社が保有する自己株式（本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める株式買取請求権の行使に係る株式の買取りにより取得する自己株式を含む。）のうち、最大32,000株を除き、実務上消却可能な範囲の株式を本株式移転により持株会社が当社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時まで消却することができる旨の規定を設けております。

また、本株式移転により持株会社が設立する時点において当社が自己株式を保有する場合（上記で除外した最大32,000株を含みこれに限られない。）には、当社が保有する自己株式1株に対して、その同数の持株会社の普通株式が割当交付されることとなり、当社は一時的に持株会社の普通株式を保有することになりますが、法令の定めに従い速やかに処分いたします。

② 資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

持株会社の資本金及び準備金の額については、法令の範囲内で定めており、持株会社の目的及び規模並びに資本政策等に照らして相当であると判断しております。

(2) 当社の最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容 該当事項はありません。

4. 持株会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）となる者に関する事項

かわ さき やす ひろ 川崎 靖弘	生年月日 1966年10月10日	所有する 当社の株式数	6,036株	割り当てられる 持株会社の株式数	6,036株
略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況					
1991年 4 月 日本石油(株)入社 2008年 4 月 N i p p o n O i l (U.S.A.) L t d 社長 2019年 4 月 J X T Gエネルギー(株) 潤滑油カンパニー 潤滑油販売部長 2020年 6 月 E N E O S(株) 潤滑油カンパニー 潤滑油販売部長 2021年 4 月 同社執行役員 大阪第2支店長 2023年 6 月 当社代表取締役 社長執行役員（現任）					
取締役候補者とした理由					
川崎靖弘氏は、E N E O S(株)において、石油製品の販売や海外法人の経営等に携わり、2021年4月から同社の執行役員大阪第2支店長を務めました。2023年6月から当社の代表取締役 社長執行役員を務めております。これらの経験と知見を持株会社の経営の推進に活かすことが期待できるものと判断し、取締役候補者としております。					

さ と う ゆ り 佐藤 由理	生年月日 1969年12月26日	所有する 当社の株式数	395株	割り当てられる 持株会社の株式数	395株
略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況					
1992年 4 月 日本石油(株)入社 2020年 4 月 J X T Gエネルギー(株)総務部長 2022年 4 月 E N E O S(株)北海道支店長 2024年 4 月 当社上席執行役員人事・システム部長（現任）					
取締役候補者とした理由					
佐藤由理氏は、E N E O S(株)において、総務部長や北海道支店長を務め、2024年4月から当社の上席執行役員 人事・システム部長を務めるなど、管理部門に関する豊富な経験と知見を有しております。これらの経験と知見を持株会社の経営の推進に活かすことが期待できるものと判断し、取締役候補者としております。					

お お は し 大 橋	りょう 亮	生年月日 1971年2月27日	所有する 当社の株式数	2,698株	割り当てられる 持株会社の株式数	2,698株
略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況						
1993年 4 月 当社入社 2022年 6 月 当社経理部長 2023年 4 月 当社執行役員経理部長 2024年 4 月 当社執行役員経理財務部長（現任）						
取締役候補者とした理由 大橋亮氏は、当社において30年余経理・財務業務に従事し、財務、会計に関する豊富な経験と知見を有しております。これらの経験と知見を持株会社の経営の推進に活かすことが期待できるものと判断し、取締役候補者としております。						

お の 小 野	まさる 勝	生年月日 1958年2月26日	所有する 当社の株式数	3,500株	割り当てられる 持株会社の株式数	3,500株
略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況						
1981年 4 月 ヤマハ発動機(株)入社 2012年 1 月 ヤマハ発動機(株)執行役員 2013年10月 Yamaha Motor Vietnam Co.,Ltd. 代表取締役社長 2017年 1 月 ヤマハ発動機(株) 上席執行役員 CS本部長 2019年 1 月 (株)ジュピロ 代表取締役社長 2023年 4 月 関西大学政策創造学部 客員教授 2024年 6 月 当社社外取締役（現任）						
社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 小野勝氏は、ヤマハ発動機(株)において、グローバルな販売や部品調達などに従事し、海外法人の経営者としての経験を有しています。また、(株)ジュピロにおいても経営者としての経験を有しています。これらの経験や知見を持株会社の経営に対する助言や監督の役割が期待できると判断し、社外取締役候補者としてしました。						

は た の 畑 野 誠 司	生年月日 1959年12月17日	所有する 当社の株式数	500株	割り当てられる 持株会社の株式数	500株
略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況					
1982年 4 月 (株)三菱銀行入行 2009年 5 月 (株)三菱東京UFJ銀行 営業第一本部営業第三部長 2011年 7 月 コニカミノルタホールディングス(株)顧問 2013年 4 月 コニカミノルタ(株)執行役 経営戦略部長 2014年 6 月 同社 取締役常務執行役 2022年 4 月 同社 取締役専務執行役 2023年 4 月 同社 専務執行役（特命担当） 2024年 4 月 同社 顧問 2024年 6 月 当社社外取締役（現任）					
社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要					
畑野誠司氏は現 (株)三菱UFJ銀行においてグローバルな企業ファイナンス等に従事し、コニカミノルタ(株)においてコーポレート部門全般にわたり携わるなど、多岐にわたる分野の専門性を有しております。また、経営者としての豊富な経験を有しており、持株会社の経営に対する助言や監督の役割が期待できると判断し、社外取締役候補者となりました。					

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はなく、持株会社との間での特別な利害関係が生じる予定もありません。
2. 取締役候補者のうち、小野勝氏及び畑野誠司氏は、社外取締役候補者であります。
3. 小野勝氏及び畑野誠司氏は、現在当社の社外取締役であり、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。持株会社が設立され、両氏が持株会社の社外取締役に就任した場合には、持株会社は両氏を同取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
4. 各取締役候補者が所有する当社株式の数は、2025年3月末現在の株式数を記載しており、また、割当てられる持株会社株式の数は、当該所有状況に基づき、本株式移転に係る株式移転比率を勘案して記載しております。よって、実際に割り当てられる持株会社株式の数は、持株会社の成立日の直前までの所有状況に応じて変動することがあります。
5. 当社は小野勝氏及び畑野誠司氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、持株会社が設立され、両氏が持株会社の社外取締役に就任した場合には、両氏との間で当該契約を締結する予定であります。
6. 当社は当社役員、子会社役員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該契約の概要は、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用等を填補するものです。各候補者が取締役に就任した場合は、候補者全員を被保険者として前記の役員等賠償責任保険契約を締結する予定であります。なお、当該保険料につきましては、全額会社が負担する予定であります。

5. 持株会社の監査等委員である取締役となる者に関する事項

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

たむら まさふみ 田村 賢文	生年月日 1969年3月11日	所有する 当社の株式数	1,134株	割り当てられる 持株会社の株式数	1,134株
略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況					
1995年 4 月 東京富士興産販売(株)入社 2008年 7 月 東海フッコール販売(株)社長 2016年 4 月 当社販売部副部長 2019年 6 月 当社札幌支店長 2023年 4 月 当社大阪支店長 2024年 4 月 当社社長付 2024年 6 月 当社取締役監査等委員（現任）					
監査等委員である取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 田村賢文氏は、石油製品の販売に関する豊富な知識と経営者としての経験を有しており、監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行することが期待できると判断し、監査等委員である取締役候補者としております。					

さとう よしゆき 佐藤 義幸	生年月日 1964年5月31日	所有する 当社の株式数	0株	割り当てられる 持株会社の株式数	0株
略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況					
1994年 4 月 弁護士登録 1994年 4 月 協和総合法律事務所勤務 2000年 7 月 西村総合法律事務所（現 西村あさひ法律事務所）入所 2003年 1 月 ニューヨーク州弁護士資格取得 2005年 1 月 西村ときわ法律事務所（現 西村あさひ法律事務所）パートナー就任 2017年 5 月 T M I 総合法律事務所パートナー（現任） 2020年11月 (株)エンゼルグループ社外取締役監査等委員（現任） 2024年 6 月 当社社外取締役監査等委員（現任）					
監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 佐藤義幸氏は、過去に社外取締役になること以外の方法で、企業経営に直接関与したことはありませんが、弁護士としての企業法務等に関する豊富な専門的知見を有しており、監査等委員である社外取締役として持株会社の業務執行の監督の職務を適切に遂行することが期待できると判断し、監査等委員である社外取締役候補者としております。					

すぎ やま あつ こ 杉山 敦子 (現姓 松本)	生年月日 1974年7月5日	所有する 当社の株式数	0株	割り当てられる 持株会社の株式数	0株
略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況					
1999年10月 朝日監査法人（現 有限責任 あずさ監査法人）入所 2003年 4 月 公認会計士登録 2016年 8 月 有限責任 あずさ監査法人退所 2016年 9 月 公認会計士・税理士杉山昌明事務所副所長（現任） 2017年 5 月 ウエルシアホールディングス(株)社外監査役（現任） 2020年 6 月 当社社外取締役監査等委員（現任） 2022年 6 月 ユシロ化学工業(株)（現 (株)ユシロ）社外取締役監査等委員（現任）					
監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要					
杉山敦子氏は、過去に社外取締役になること以外の方法で、企業経営に直接関与したことはありませんが、公認会計士・税理士としての豊富な監査経験と財務及び会計に関する専門的な知見を有しており、監査等委員である社外取締役として持株会社の業務執行の監督の職務を適切に遂行することが期待できると判断し、監査等委員である社外取締役候補者としております。					

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はなく、持株会社との間での特別な利害関係が生じる予定もありません。
2. 佐藤義幸氏及び杉山敦子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 佐藤義幸氏及び杉山敦子氏は、現在当社の社外取締役であり、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。持株会社が設立され、両氏が持株会社の社外取締役に就任した場合には、持株会社は両氏を同取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
4. 当社は佐藤義幸氏と杉山敦子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、持株会社が設立され、両氏が持株会社の社外取締役に就任した場合には、両氏との間で当該契約を締結する予定であります。
5. 当社は当社役員、子会社役員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該契約の概要は、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用等を填補するものです。各候補者が取締役に就任した場合は、候補者全員を被保険者として前記の役員等賠償責任保険契約を締結する予定であります。なお、当該保険料につきましては、全額当社が負担する予定であります。

6. 持株会社の会計監査人となる者についての事項

(2024年6月30日時点)

名称	有限責任 あずさ監査法人	
主たる事務所の所在地	東京都新宿区津久戸町1番2号	
沿革	1969年7月 1985年7月 1993年10月 2004年1月 2010年7月	監査法人朝日会計社設立 監査法人朝日会計社と新和監査法人（1974年12月設立）が合併し、監査法人朝日新和会計社設立 監査法人朝日新和会計社と井上斎藤英和監査法人（1978年4月設立）が合併し、朝日監査法人発足 朝日監査法人とあずさ監査法人（2003年2月設立）が合併し、法人名をあずさ監査法人として発足 有限責任監査法人に移行し、法人名を「有限責任 あずさ監査法人」に変更
監査関与会社	3,370社	
資本金	3,000百万円	
構成人員	公認会計士 会計士試験合格者等 監査補助職員 その他職員 合計	3,012名 1,365名 1,949名 782名 7,108名

当該候補者を会計監査人の候補者とした理由

有限責任 あずさ監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、コーポレート・ガバナンスの強化と監査の効率性を向上させるため、子会社である富士興産株式会社と会計監査人を統一するほか、同監査法人の職務遂行能力、監査品質等を総合的に勘案した結果、適任と判断したためであります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場

都市センターホテル6階 606会議室

東京都千代田区平河町二丁目4番1号 電話 03-3265-8211 (代表)

交通

- ◆地下鉄 麴町駅 (有楽町線) 半蔵門方面1番出口より徒歩約4分
- ◆地下鉄 永田町駅 (有楽町線・半蔵門線) 4番・5番出口より徒歩約4分
- ◆地下鉄 永田町駅 (南北線) 9b出口より徒歩約3分
- ◆地下鉄 赤坂見附駅 (丸ノ内線・銀座線) D出口より徒歩約8分
- ◆J R 四ツ谷駅麴町口より徒歩約14分



※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。